

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第三項に規定する発電設備）（※）に係る課税標準の特例について、2年間延長する。 ※太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備</p> <p>・ 特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の価格に軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備（10kW以上1,000kW未満）（自家消費型に限る）、風力発電設備（20kW以上）、地熱発電設備（1,000kW未満）、バイオマス発電設備（1万kW以上2万kW未満）：課税標準となるべき価格の2/3 ・ 中小水力発電設備（5,000kW未満）、地熱発電設備（1,000kW以上）、バイオマス発電設備（1万kW未満）：課税標準となるべき価格の1/2 ・ 太陽光発電設備（1,000kW以上）、風力発電設備（20kW未満）、中小水力発電設備（5,000kW以上）：課税標準となるべき価格の3/4 <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用する。 （太陽光（10kW以上1,000kW未満）、風力（20kW以上）、地熱（1,000kW未満）、バイオマス（1万kW以上2万kW未満）については1/2～5/6の間で設定。中小水力（5,000kW未満）、地熱（1,000kW以上）、バイオマス（1万kW未満）については1/3～2/3の間で設定。太陽光（1,000kW以上）、風力（20kW未満）、中小水力（5,000kW以上）については7/12～11/12の間で設定。）</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第30項		
減収見込額	[初年度] ー (▲1,924)	[平年度] ー (▲1,924)	(単位：百万円)
	[改正増減収額] ー		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。また、農山漁村には再生可能エネルギー源として活用可能な森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらの資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、農山漁村の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 第5次エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）において、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。</p> <p>また、エネルギー計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）においては、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%程度とすることとされている。</p> <p>一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と再エネ特別措置法の措置による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 3. 農村の振興に関する施策 （1）地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ③ 地域経済循環の拡大 ア バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用 農村の所得の向上・地域内の循環を図るため、地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、地域が主体となった地域新電力の立上げ等による再生可能エネルギーの活用を促進する。また、農村を含めた地域における災害時のエネルギーの安定供給を図るため、大規模電力のみに依存しない、地域の再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステム構築に向けた技術開発、普及を行う。 こうした取組を効率的・効果的に推進するため、地域の再生可能エネルギーについて消費者が把握し選択できるよう、取組の見える化等の価値付けを推進する。 さらに、家畜排せつ物、食品廃棄物、稲わら・もみ殻等のバイオマスについて、発電に加え、エネルギー効率の高い熱利用や、発酵過程で発生する消化液等の利用を促進するほか、新たなバイオマス製品の製造・販売の事業化に向けた技術開発や普及等の推進を検討する。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン（農林水産業・地域の活力創造本部（令和2年12月15日改訂） Ⅴ 具体的施策 2. 6次産業化等の推進 ④ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化 ・平成26年5月に施行した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく措置等により、優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び再生可能エネルギーの地産地消の取組を推進 ・バイオマス産業都市の構築を推進 ・食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とこれに伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを推進 ・発電導入に係る調査設計や技術力向上のための取組への支援により、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進 ・農村地域を含め国内の再生可能エネルギーの一層の拡大を図るため、地中熱や太陽熱など再生可能エネルギー由来の熱供給設備の導入を支援 ・農村地域の豊富なエネルギー資源を活用して分散型エネルギーインフラを整備し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築</p> <p>○みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定） 3 本戦略の目指す姿と取組方向 （5）本戦略が目指す姿とKPI（重要業績評価指標） ⑦ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入を目指す。 4 具体的な取組 （1）資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷低減の推進 ①持続可能な資材やエネルギーの調達 ・営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築 ・農山漁村の活性化に資する再エネ事業者等の取組を可視化するためのロゴマークの導入 ・小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設等の導入 ・バイオ液肥（バイオガス発電の副産物である消火液）の活用による地域資源循環の取組の推進 ・地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築に向けた必要な規制の見直し</p>
-----	-------------------	---

政策の 達成目標		<p>○長期エネルギー需給見通し（平成27年7月） 令和12年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。</p> <p>○農山漁村における再生可能エネルギー導入の目標 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模を令和5年度に600億円以上とすることを旨とする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日までの2年間の延長
	同上の期間中の達成目標	<p>・令和12年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。</p> <p>・再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模を令和5年度に600億円以上とすることを旨とする。</p>
政策目標の 達成状況		<p>・発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：令和12年度に22～24%）（出典：総合エネルギー統計（確報値）） ※（）内は水力を除く数値</p> <p>平成25年度 10.9%（3.5%） 平成26年度 12.5%（4.6%） 平成27年度 14.3%（5.9%） 平成28年度 14.6%（7.0%） 平成29年度 16.0%（8.1%） 平成30年度 16.9%（9.2%） 令和元年度 18.1%（10.3%）</p> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在18.1%（水力を除いて10.3%）であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p> <p>・農山漁村における再生可能エネルギー導入の目標 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模を令和5年度に600億円以上</p> <p>平成27年度 158億円 平成28年度 187億円 平成29年度 258億円 平成30年度 297億円 令和元年度 372億円 令和2年度 448億円</p> <p>再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組の経済規模は令和2年度時点で448億円であり、目標達成には本税制措置により一層の導入を促す必要がある。こうした地区を始め、各地方農政局が地方公共団体に対して本税制措置の説明を行っている。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	令和2年の適用件数：220件（推計）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、令和元年3月末までで累計約5,460万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>令和元年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の約5割が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、FIT認定設備を税制の対象としていた平成27年度までは約1,630万kW、自家消費設備を税制</p>

		の対象としていた平成 28 年度以降は約 4 万 kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約 210 万 kW の導入促進効果があったとみられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p><立法措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギーの固定価格買取制度） ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 <p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源活用展開支援事業
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○農山漁村における再生可能エネルギーの促進による農山漁村の活性化を図るための法制度 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地等を確保しつつ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元して農山漁村の活性化を図るための枠組みを規定するもの。</p> <p>○地域資源活用展開支援事業 未利用資源の再生可能エネルギー利用を目指す地域関係者の機運醸成に向けた相談対応、出前指導等や、地域が主体となった地域内活用に向けた体制構築の取組、バイオマス産業都市における先進的な事例やノウハウを体系化し、情報をシェアリングできる取組を支援。</p>
要望の措置の妥当性	<p>平成 24 年 7 月の FIT 制度開始後、令和 2 年 12 月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は 6,933.8 万 kW（制度開始前と比較して約 3.4 倍）であり、導入量、認定量ともに太陽光発電が 9 割以上を占めている。一方太陽光以外の電源については、買取制度開始から 6 年が経過してもなお、FIT 制度開始前と比較して導入が十分加速されていない状況である。そのため、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入を進めるべく、普及状況の違いに応じて措置の内容を検討することが必要である。</p> <p>エネルギーミックスにおける太陽光の導入見通しは約 6,400 万 kW であるのに対して、令和 2 年 12 月時点での FIT 制度の設備認定を受けた太陽光発電（住宅＋非住宅）の設備容量は約 7,467 万 kW である。しかし、改正 FIT 法施行に伴う認定失効、土地確保や系統の空き容量等の理由で、全ての認定設備が運転開始に至るとは限らず、ミックスの水準達成のためには、太陽光は引き続き導入を進めていく必要がある。</p> <p>また、エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示された。この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心</p>	

		<p>に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き FIT 制度の設備認定を受けた設備を特例措置の対象とするのみならず、FIT 制度からの自立化を達成しうるものについても適用を拡張し、積極的な支援を講じていく。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p>																														
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>		<table border="0"> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>適用件数</td> <td>96,761 件</td> <td>減収額</td> <td>19,786 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>適用件数</td> <td>309 件</td> <td>減収額</td> <td>18,353 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>適用件数</td> <td>343 件</td> <td>減収額</td> <td>11,450 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>適用件数</td> <td>251 件</td> <td>減収額</td> <td>3,886 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>適用件数</td> <td>220 件</td> <td>減収額</td> <td>1,822 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>適用件数</td> <td>220 件 (見込み)</td> <td>減収額</td> <td>1,828 百万円 (見込み)</td> </tr> </table> <p>減収額については、令和元年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値より記載。</p> <p>なお、上記の適用件数のうち、平成 27 年度までは FIT 認定を受ける太陽光発電設備も対象であり、全体の件数の 9 割超を占めていたが、平成 28 年からは太陽光発電の要件として、FIT 認定外かつ補助金交付設備であることが加わったため、適用件数の見込みが前年の約 1 割超となっている。</p>	平成 28 年度	適用件数	96,761 件	減収額	19,786 百万円	平成 29 年度	適用件数	309 件	減収額	18,353 百万円	平成 30 年度	適用件数	343 件	減収額	11,450 百万円	令和元年度	適用件数	251 件	減収額	3,886 百万円	令和 2 年度	適用件数	220 件	減収額	1,822 百万円	令和 3 年度	適用件数	220 件 (見込み)	減収額	1,828 百万円 (見込み)
平成 28 年度	適用件数	96,761 件	減収額	19,786 百万円																												
平成 29 年度	適用件数	309 件	減収額	18,353 百万円																												
平成 30 年度	適用件数	343 件	減収額	11,450 百万円																												
令和元年度	適用件数	251 件	減収額	3,886 百万円																												
令和 2 年度	適用件数	220 件	減収額	1,822 百万円																												
令和 3 年度	適用件数	220 件 (見込み)	減収額	1,828 百万円 (見込み)																												
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>		<p>令和元年度 適用総額：277,540 百万円 減収額：3,886 百万円</p>																														
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>		<p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、令和 2 年 12 月末までで累計 6,933.8 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>措置に関しては、令和元年度に実施した経済産業省のアンケート調査によると、FIT 制度の認定設備について、全体の約 5 割が特例措置を活用したと回答しており、本措置によるキャッシュフロー改善効果が、再生可能エネルギー全体の導入量を押し上げていると見られる。</p>																														
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>○長期エネルギー需給見通し（平成 27 年 7 月） 令和 12 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする。</p> <p>○農山漁村における再生可能エネルギー導入の目標 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模を令和 5 年度に 600 億円以上とすることを旨とする。</p>																														

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>再生可能エネルギーは、固定価格買取制度を中心とした様々な支援施策により導入が進みつつあるものの、安定供給やコストの面で課題も残っており、導入量もいまだ目標達成の途上にある。平成 27 年 7 月に策定された「長期エネルギー需給見通し」においては、令和 12 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とするというさらに高い目標設定がなされた。この目標達成に向けて、研究開発や規制の合理化等の政策を動員して進めているところであり、本税制措置は設備導入促進を図る措置として、引き続き継続する必要がある。</p> <p>発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：令和 12 年度に 22～24%） （出典：総合エネルギー統計（確報値）、資源エネルギー庁試算）</p> <p>※（）内は水力を除く数値</p> <table border="0"> <tr><td>平成 25 年度</td><td>10.9%</td><td>(3.5%)</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>12.5%</td><td>(4.6%)</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>14.3%</td><td>(5.9%)</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>14.6%</td><td>(7.0%)</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>16.0%</td><td>(8.1%)</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>16.9%</td><td>(9.2%)</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>18.1%</td><td>(10.3%)</td></tr> </table> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在 18.1%（水力を除いて 10.3%）。一方、令和元年度の買取費用総額は 3.6 兆円、賦課金総額は 2.4 兆円であり、再エネ比率+6%（平成 29 年度）に約 2 兆円/年の賦課金を投じてきたこととなる。今後、エネルギーミックスで示された再生可能エネルギーの割合を実現するためには+8%を+約 1 兆円/年で実現しなければならず、目標達成のためには、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p>	平成 25 年度	10.9%	(3.5%)	平成 26 年度	12.5%	(4.6%)	平成 27 年度	14.3%	(5.9%)	平成 28 年度	14.6%	(7.0%)	平成 29 年度	16.0%	(8.1%)	平成 30 年度	16.9%	(9.2%)	令和元年度	18.1%	(10.3%)
平成 25 年度	10.9%	(3.5%)																				
平成 26 年度	12.5%	(4.6%)																				
平成 27 年度	14.3%	(5.9%)																				
平成 28 年度	14.6%	(7.0%)																				
平成 29 年度	16.0%	(8.1%)																				
平成 30 年度	16.9%	(9.2%)																				
令和元年度	18.1%	(10.3%)																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を 3分の2とする特例措置が創設。</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を 1 年間延長の上、廃止（サンセット）。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設。</p> <p>平成 26 年度 適用期限の 2 年延長。</p> <p>平成 28 年度 適用期限を 2 年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を 1/3 から 1/2 へ深掘り。（※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（太陽光、風力については 1/2～5/6 の間で設定。中小水力、地熱、バイオマスについては 1/3～2/3 の間で設定）。）</p> <p>平成 30 年度 適用期限を 2 年延長し、5 電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減。</p> <p>令和 2 年度 適用期限を 2 年延長し、太陽光発電設備について、「自家消費型補助金の交付を受け取得した設備」要件を撤廃し、再生可能エネルギーの自家消費や需給一体型の再エネ活用モデルに資する発電設備（FIT 制度の認定を受けたものを除く）を対象とする。（10kW 以上）</p>																					